

公立大学法人福岡女子大学における研究費の運営・管理に関する規則

法人規則第 30 号

平成 19 年 10 月 5 日

(目的)

第 1 条 この規則は、国が策定した公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）を踏まえ、公立大学法人福岡女子大学（以下「本学」という。）における教職員等の研究費の不正使用を防止し、その管理及び監査について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、「研究費」とは、次のとおりとする。

- (1) 文部科学省から配分される競争的資金及び研究資金（文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金及び研究資金を含む。）
- (2) 競争的資金に関する関係府省連絡会の申し合わせに係る競争的研究資金
- (3) 運営交付金（学校配分）研究費
- (4) 他の団体等からの受託研究費
- (5) 外部からの寄付研究費

(最高管理責任者)

第 3 条 最高管理責任者は、理事長（学長）とする。

- 2 最高管理責任者は、大学全体を統括し研究費の運営・管理について、最終責任を負うものとする。

(統括管理責任者)

第 4 条 統括管理責任者（以下「コンプライアンス統括責任者」という。）は、研究担当副学長とする。

- 2 コンプライアンス統括責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を負うものとする。
- 3 コンプライアンス統括責任者は、研究費の適正な運営・管理のための具体的な対策を講じるとともに、実施状況を確認し、最高管理責任者に報告するものとする。

(部局責任者)

第 5 条 部局責任者は、事務局長、学部長及び研究科長とする。

- 2 部局責任者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）は、研究費の運営・管理について実質的な責任と権限をもつものとする。

- 3 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督する部局等における対策を実施し、実施状況を確認し、コンプライアンス統括責任者に報告するものとする。

(職務権限の明確化)

第6条 最高管理責任者は、研究費の事務処理手続きに関する権限と責任を明確にし、それに応じた体制を構築しなければならない。

- 2 研究費については、公立大学法人福岡女子大学決裁規則（平成18年法人規則第2号）及び公立大学法人福岡女子大学会計規程（平成18年法人規則第37号）及び公立大学法人福岡女子大学契約事務取扱規則（平成18年法人規則第10号）に基づき適正に執行しなければならない。

(ルール of 明確化等)

第7条 最高管理責任者は、研究費に係る事務手続きについては、適正な運営が図られるよう常に検証を行い、ルールの明確化及び統一化を図るとともに、教職員等に対して周知徹底を図らなければならない。

(相談窓口)

第8条 事務処理手続き及び研究費の使用に関する相談窓口は、次の各号に掲げるとおりとし、効果的な研究遂行を適切に支援する。

- (1) 競争的資金等の使用ルール、支出等の経理に関することは経営管理部財務管理班とする。
- (2) 上記以外の事務処理手続きに関することは学務部地域連携班とする。

(教職員等の意識向上)

第9条 最高管理責任者は、研究費の適切な運営・管理に関する全ての教職員等に対し、不正防止等に関するコンプライアンス研修会を毎年度行い、教職員等の意識向上に努めなければならない。

- 2 教職員等は、公立大学法人福岡女子大学職員倫理規程（平成18年法人規則第20号）に基づき、職務に係る倫理の保持に努めることとし、研究費の不正使用を行ってはならない。
- 3 研究費に携わる全教職員は責任の明確化を図るため、最高管理責任者が提供するコンプライアンス研修会を毎年受講し、誓約書（様式第1号）を提出しなければならない。

(不正防止計画の策定)

第10条 最高管理責任者は、研究費の不正使用を未然に防止するため、不正を発生させる要因を把握し、その要因に対応する具体的な不正防止計画を策定しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項で策定した不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

(不正防止対策委員会の設置)

第11条 最高管理責任者は、不正防止計画を推進するため最高管理責任者の直轄組織として、公立大学法人福岡女子大学組織規則（平成18年法人規則第1号）第23条第1項の規定に基づき研究不正防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

2 対策委員会は、コンプライアンス統括責任者を責任者とし、コンプライアンス推進責任者、経営管理部長及び学務部長、各学科教員のうちから理事長（学長）が指名する者（各1名）で構成する。

3 対策委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 不正防止計画の策定に関すること。

(2) 不正防止計画の推進及び進捗管理に関すること。

(3) コンプライアンス教育に関すること。

(4) 研究倫理教育に関すること。

(5) 研究上の不正調査に関すること。

(6) その他研究費の不正使用及び研究活動の不正に関すること。

4 この規則に定めるもののほか、対策委員会に関し必要な事項は別に定める。

(研究費の適正な運営・管理活動)

第12条 教職員等は、第10条で策定した不正防止計画を踏まえた適正な予算執行を行わなければならない。

2 最高管理責任者は、教職員等が不正取引を行わないよう、癒着を防止する対策を講じなければならない。

3 最高管理責任者は、研究費の適正な運営・管理を行うため発注・検収業務について事務手続きを明確化しなければならない。

4 最高管理責任者は、不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の厳正な措置をとるものとする。

(モニタリング及び監査)

第13条 最高管理責任者は、内部統制の有効性を確保するため、継続的に監視及び評価するプロセス（モニタリング）の構築に努めるものとする。

2 最高管理責任者は、研究費の適正な管理のため最高管理責任者の直轄的な組織である経営企画室において、財務等に係る監査を実施する。

3 監査は、副理事長を責任者とし、経営企画室次長、経営企画室職員2名及び対策委員会委員長が推薦し、理事長が指名する者若干名で行う。

4 監査を行うにあたっては、対策委員会及び監事との連携を強化しなければならない。

(通報窓口)

第14条 本学における研究費の不正使用に関する通報、告発等(以下「通報等」という。)に対応するため、通報窓口を置く。

(報告)

第15条 通報窓口は、通報等の受付に当たるとともに、通報等の具体的な事項を最高管理責任者に報告する。

(調査委員会の設置及び調査等)

第16条 最高管理責任者は、不正の疑い等が生じ、事実関係の調査が必要と認めるときは、直ちに調査委員会を設置しなければならない。

2 調査委員会は、公立大学法人福岡女子大学研究活動の不正行為に関する取扱規則(平成20年法人規則第36号)に基づき、その事実関係について必要な調査を行わなければならない。

(措置)

第17条 前条の調査により、不正行為があったと認められたときの懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等については、公立大学法人福岡女子大学職員就業規則(平成18年法人規程第10号)に基づくものとする。

(意思決定手続き等の公表)

第18条 研究費の不正への取り組みに関する本学の方針及び意思決定手続きについて、本学のホームページ等に公表する。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成19年10月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 5 条第 1 項、第 11 条第 2 項の規定は、平成 23 年 3 月 31 日現在に学部
籍を置く学生が在学する間は、「学部長」とあるのは「国際文理学部長、文学部長及び人
間環境学部長」と、「各学科 1 名」とあるのは「国際文理学部各学科、文学部及び人間環
境学部それぞれ 1 名」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成 27 年 9 月 7 日から施行する。

様式第 1 号（第 9 条関係）

誓 約 書

福岡女子大学学長 殿

福岡女子大学において、研究費を使用し教育研究活動に従事するにあたって、福岡女子大学の規則に則り、下記事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 福岡女子大学及び研究費配分機関の規則等を遵守すること
- 2 不正を行わないこと
- 3 規則等に違反して不正を行った場合、公立大学法人福岡女子大学職員就業規則（平成 18 年法人規則第 10 号）に基づく処分、配分機関からの処分及び法的な責任を負担すること

平 成

年 月 日

所 属

氏 名
(自 署)